

平成29年3月27日  
総合政策局物流政策課

## 産業競争力強化法に基づく「事業再編計画」の認定について

国土交通省は、センコー株式会社から申請のあった産業競争力強化法に基づく「事業再編計画」について、平成29年3月24日付けで認定を行いました。

### 1. 事業再編計画の認定

申請者から平成29年3月1日付けで提出された「事業再編計画」について、産業競争力強化法第24条第5項の規定に基づき審査した結果、同法第2条第11項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、不動産所有権の取得に係る登録免許税等の軽減措置を受けることが可能となります。

### 2. 事業再編計画の実施時期

開始時期 平成29年4月 ～ 終了時期 平成32年3月

### 3. 申請者の概要

名称：センコー株式会社

資本金：265億28百万円

代表者：福田 泰久

本社所在地：大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番30号

### 4. 事業再編の概要

当該計画では、持株会社への移行によりガバナンス体制の強化、各事業会社の責任と権限の明確化等を図るとともに、物流拠点の増床と多機能化等による物流効率化を行い、企業価値の更なる向上を目指すこととしています。

#### 【問い合わせ先】

総合政策局物流政策課物流産業室 細川、増田

TEL：03-5253-8111（内線25-413、314）

03-5253-8298（直通）

FAX：03-5253-1559